

販売会社：S M B C日興証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「例表」または「提案書」、「ご契約のしおり－定款・約款」等を必ずお読みください。

この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容(当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています)

金融商品の名称・種類	ロングドリームGOLD ＜ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)＞
組成会社 (引受保険会社)	日本生命保険相互会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨の金利を活かして積立金をふやし、将来は大切な方へ資産を「のこす」か、ご自分で「つかう」かを選択できる外貨建の終身保険です。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定通貨を米ドルまたは豪ドルより選択できます。 ・告知不要で90歳まで加入できます。 ・被保険者が亡くなられたとき、指定通貨で一時払保険料以上の死亡保険金をお支払いします。 ・積立利率にしたがって、積立金をふやします。 ・解約払戻金の円換算額に目標金額を設定することができます。 ・将来、「のこすコース(円建終身保険)」または「つかうコース(円建年金)」に移行できます。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。 <ul style="list-style-type: none"> - 終身にわたる死亡保障(ご家族の生活資金・相続対策の資金等)を確保したいお客さま - 所定の積立利率にもとづき外貨建で資産を運用し、将来に向けた資産形成を行いたいお客さま ・また、為替変動リスク・金利変動リスクに伴う元本割れを許容できるお客さまを想定しています。
パッケージ化の有無	ありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ 目標達成しなかった場合について説明してほしい。

2. リスクと運用実績(この商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

<p>損失が生ずるリスクの内容</p>	<p>【為替変動リスク】 死亡保険金・解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。 ・為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。 ・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)^{*1}を下回ることがあります。 ・為替レートが契約時から変動しなかった場合でも、為替手数料の負担は生じます。 *1 円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額</p> <p>【金利変動リスク】 解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。 ・この保険は、債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるために、市場金利調整を導入しています。</p> <p>【解約時の元本割れリスク】 解約払戻金は、指定通貨でも一時払保険料を下回ることがあります。</p>																		
<p>〔参考〕為替レートの騰落率</p>	<p>【米ドル】 最大値 11.0% 最小値▲17.7% 平均値▲1.6% 【豪ドル】 最大値 27.5% 最小値▲16.2% 平均値▲0.8% ※2016年7月～2021年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率 ※日本生命が指標としている金融機関の公示値をもとに作成</p>																		
<p>〔参考〕実質的な利回り</p>	<p>【定義】 この保険は、10年後の契約応当日における積立金額(指定通貨建)を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。「実質的な利回り＝積立利率」となります。^{*2} ※10年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。 ※積立利率および実質的な利回りは外貨建の利回りであり、円建の利回りではありません。</p> <p>【例】前提：契約日 2021年6月16日～2021年6月30日</p> <table border="1" data-bbox="502 1041 1364 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご契約時の被保険者の年齢 (契約日の満年齢)</th> <th>積立利率^{*2}</th> <th>実質的な利回り^{*2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">米ドル</td> <td>15歳～75歳</td> <td>1.20%</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>76歳～90歳</td> <td>0.64%</td> <td>0.64%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">豪ドル</td> <td>15歳～75歳</td> <td>1.00%</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>76歳～90歳</td> <td>0.48%</td> <td>0.48%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ご契約に適用される積立利率および実質的な利回りについては「例表」または「提案書」をご確認ください。 ※実質的な利回りの計算には、配当金は含まれておりません。 ※実質的な利回りは小数第3位を切捨てて表示しております。 ※新規のご契約のお取扱いをしていない場合は、「-」で表示しております。 *2 円建死亡保険金特約を付加しない場合です。付加した場合には、「例表」、「提案書」、または日本生命のホームページをご確認ください。</p>	ご契約時の被保険者の年齢 (契約日の満年齢)		積立利率 ^{*2}	実質的な利回り ^{*2}	米ドル	15歳～75歳	1.20%	1.20%	76歳～90歳	0.64%	0.64%	豪ドル	15歳～75歳	1.00%	1.00%	76歳～90歳	0.48%	0.48%
ご契約時の被保険者の年齢 (契約日の満年齢)		積立利率 ^{*2}	実質的な利回り ^{*2}																
米ドル	15歳～75歳	1.20%	1.20%																
	76歳～90歳	0.64%	0.64%																
豪ドル	15歳～75歳	1.00%	1.00%																
	76歳～90歳	0.48%	0.48%																
<p>〔参考〕解約払戻金推移</p>	<p>「例表」または「提案書」をご確認ください。</p>																		

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の注意喚起情報「リスク」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
⑤ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
⑥ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑦ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑧ 実質的な利回り等のリターンではなく、保険商品としての機能やメリット(デメリット)について説明してほしい。

3.費用(この商品の購入または保有には、費用が発生します)

購入時に支払う費用(販売手数料等)	ご契約の締結・維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。
継続的に支払う費用(信託報酬等)	
運用成果に応じた費用(成功報酬等)	ありません。

※上記以外の費用を含め、詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の注意喚起情報「諸費用」に記載しています。

(質問例) ⑨ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

4.換金・解約の条件(この商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります)

- ・解約はいつでも可能です。
- ・解約する場合、費用として解約控除(経過年数に応じて、一時払保険料に対し5.0%~0.0%)や、市場金利の変動の影響により、解約払戻金は指定通貨でも一時払保険料を下回ることがあります。特に、契約日や利率更改日から短時間で解約すると、市場金利調整・解約控除^{*3}による解約払戻金の減少額が大きくなり、元本割れする可能性が高くなります。
 - *3 解約控除については、利率更改日以降に解約した場合はかかりません。
- ・また、解約払戻金を円で受取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の注意喚起情報「リスク」「諸費用」に記載しています。

(質問例) ⑩ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5.当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、この商品の組成会社である日本生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、以下の手数料をいただきます。

1年目 : 一時払保険料を円換算した金額に対して、3.00%

2~5年目 : 一時払保険料を円換算した金額に対して、0.55%(年率)または0.15%(年率)

当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「④ 利益相反の適切な管理」をご参照ください。

(URL) <https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html> |



(質問例) ⑪ あなたの会社が得る手数料が高い商品等、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私にすすめていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要(NISA、つみたて NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください)

一時払保険料	：一般生命保険料控除の対象となります。
死亡保険金	：契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税または贈与税または 所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
解約払戻金	：所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
年金	：年金開始時・・・所得税(一時所得)+住民税の対象となります。 年金受取時・・・所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※NISA、つみたて NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※上記は 2022 年 2 月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の注意喚起情報「税金の取扱い」に記載しています。

7. その他参考情報(契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください)

- ・日本生命が作成した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」
(URL) <https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/ichiran/madohan.html> (QR コード)



※販売中商品の最新版を掲載しています。遷移先画面にてこの商品の詳細をクリックしてください。

※2022 年 4 月現在の内容です。今後予告なく変更されることがあります。

※QR コードは(株)デンソーウェブの商標です。